

相続税申告書作成・納税ゼロプラン

サービス内容 **財産評価＋遺産分割協議書の作成＋相続税申告**

適用条件（下記の全てを満たす場合）

1. 遺産分割の内容が相続人間で決定しており、分割に争いが無い。
2. 相続発生日から5ヶ月以内の依頼である。
3. 遺産総額が2億円以下である。
4. 小規模宅地の特例や配偶者控除の特例の適用で相続税がゼロになる。

料金 25万円（税抜き）

<その他報酬>

1. 金融機関残高証明書の取得代行	1行につき1万円 (別途実費)
2. 戸籍関係書類の取得代行	1万円(別途実費)
3. 遺産分割後の預金名義の切替代行	1行につき1万円 (別途実費)
4. 下記は実費を請求	
不動産評価に必要な資料の取得代行	
登記を行う際の登録免許税・司法書士報酬	
不動産鑑定報酬(必要な場合のみ)	
5. 遠隔地に該当する場合の交通費・宿泊費	実費
6. 下記は別途御見積り	
準確定申告を行う場合の報酬	
延納・物納を行う場合の報酬	
7. 申告期限内に遺産分割がまとまらない場合	申告報酬の30%
8. その他	別途事前相談

* * 遠隔地は、近畿二府四県以外が該当します。

* 全てについて消費税が別途必要になります。

* 弊社顧問先様は、下記の割引がございます。

①年間顧問料50万円以上の顧問先様

上記により算出した報酬額から10%の割引

②年間顧問料50万円未満の顧問先様

上記により算出した報酬額から5%の割引

相続税申告書の税務調査及び修正申告・更正の請求

サービス内容 税務調査立ち会い+修正申告又は更正の請求

税務調査の立ち会い及び税務調査に伴う修正申告書又は更正の請求書の作成を行います。

料金

報酬総額は、＜基本報酬＞＋＜その他報酬＞の合計額となります。

＜基本報酬＞

基本料金 10万円（税抜き）

相続人が2名以上の場合は
基本報酬×10%×（相続人の数－1） が基本報酬に加算されます。

＜その他報酬＞

1. 税務調査の立ち会い報酬	日当 5万円
2. 遠隔地に該当する場合の交通費・宿泊費	実費

* 遠隔地は、近畿二府四県以外が該当します。

* ＜基本報酬＞＜その他報酬＞全てについて消費税が別途必要になります。

* 弊社顧問先様は、下記の割引がございます。

- ①年間顧問料 50万円以上の顧問先様
上記により算出した報酬額から10%の割引
- ②年間顧問料 50万円未満の顧問先様
上記により算出した報酬額から5%の割引